いじめ防止基本方針

水戸市立柳河小学校

（令和５年４月改定）

水戸市立柳河小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止のための基本姿勢

【いじめの定義と学校の基本姿勢】

○　いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そして，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）

○ 基本認識

学校

（１）全職員，児童が 「いじめは，絶対に許されない行為である」ということを共通した認識としてもつこと。

（２）全職員が「いじめは，どの学校・どの学級でも起こりうるものであり，いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識で日々の教育活動にあたること。

＊（１）（２）を基本認識とし，全職員が一丸となっていじめの撲滅に対応するために，共通に認識しておく。

○いじめは，どの子にも，どの学級にも起こりうる。

○いじめは，人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。

○いじめは，大人には気付きにくいところで行われることが多く，発見しにくい。

○いじめは，いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。

○遊びや悪ふざけのように見えることが，いじめにつながっていることがある。

○いじめは，学校，家庭，地域社会など，児童を取り巻く関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって取り組むべき問題である。

○特別に配慮を要する児童には，その特性を踏まえた適切な支援を行う。

家庭

保護者は，子供の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童がいじめを行うことのないよう，規範意識を養うため指導その他の必要な指導を行うよう努める。

【いじめ防止のための本校の基本姿勢】

○学校の基本姿勢

【いじめの未然防止のための取組】

１　一人一人がお互いに相手を認め思いやる優しい心を育てると共に，いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努めます。

２　児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。

【早期発見・早期解決に向けての取組】

１　いじめの早期発見のために，「いじめ早期発見チェックリスト」の活用など様々な手段を講じる。

２　いじめの早期解決のために，組織的対応に努めると共に，当該児童の安全を保証する。

３　県いじめ・体罰解消サポートセンターなどと連携すると共に，学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

【校内研修体制】

１　いじめ防止，いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を実施する。

２　学級づくりや児童の人間関係づくりに関する研修を実施する。

【組織（概要）】

○生徒指導委員会 ・職員会議時，随時・全教職員・問題傾向のある児童について情報の交換 ・共通理解・行動についての話し合い	○いじめ防止対策委員会 ＜平常時＞　管理職，教務主任，生徒指導主事，人権教育主任，養護教諭 ＊いじめ防止の取組や計画の実践・検証，改善策の検討 ＊いじめ防止，早期発見・早期対応のための研修会の実施 ＜いじめ発生時＞ 管理職，教務主任，生徒指導主事，人権教育主任，養護教諭，担任 ＊事実確認調査や情報の収集，記録，取りまとめ ＊対応や指導内容の確認（誰が何をするか） ＜重大事態発生時＞ 全職員，必要な外部専門家（市教育委員会・警察・いじめ解消サポート相談員・ＳＳＷ） ＊事実確認調査や情報の収集，記録，取りまとめ ＊プライバシーの確保 ＊調査内容の報告や対応，指導内容の確認

【いじめの未然防止のための取組】

１ 基本的な考え方

（１）学校

児童一人一人がお互いに相手を認め思いやる優しい心を育てると共に，いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。また，教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には人権や命の大切さについての指導を充実すると共に，「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように，学校教育活動全体を通して指導する。

加えて，見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」となり，いじめに加担していることになることを学ばせる。

（２）家庭

保護者は，この教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童がいじめを行うことのないよう，規範意識を養うため指導その他の必要な指導を行うよう努める。

２ 具体的な取組

（１）優しい心の育成と，いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくり

① 朝のあいさつ運動の実施

月初めの３日間の登校時間に，４，５，６年生１日ずつ正門付近に立ちあいさつ運動を行う。全校児童が気持ちのよいあいさつを交わすことにより，元気で明るい学校生活の一日のスタートとする。

② なかよし班（縦割り班）活動の実施

月に１度ロング昼休みに縦割り班活動を行い，６年生が計画した遊びを楽しむことで，協力する心や思いやりなどを育むと共に良好な人間関係づくりをする。

③ マナーアップ集会・いじめ予防集会の実施

児童主体のマナーアップ集会，いじめ予防集会を実施する。マナーアップ標語やいじめ予防の標語の発表・掲示等を行う。

④ 道徳授業の充実

日々の道徳の授業を通して，心と心の連携を図る。

（２）自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動の推進

① 学習のねらいの明確化と共通した学習の流れの設定

学習のねらいを明確にし，児童がこの時間に何を学ぶかをはっきりさせる。また，学習の流れを示すことによって，見通しをもって学習に取り組めるようにする。発問や指導方法を工夫することにより，主体的に学習に取り組めるようにする。

② 学び合う授業の充実

授業にグループ学習や話し合い活動を取り入れ，互いの考えを伝え合い，自らの考えや集団の考えを発展させる中で，他者を認めみんなで学ぶことのよさを味わうことができるように工夫する。

③ 一人一人が活躍できる場の設定

児童一人一人の活躍の場を意図的，計画的に設定し，それにより自己有用感を高め，自尊感情を育むため，以下の教育活動を推進する。

・児童発案のボランティア活動の実施（花壇の花柄摘み）

・児童がみんなのために活動する委員会活動の実施

④ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等で構成的グループエンカウンターを有効に活用し，自分と他の人では思いや考えが違うことに気付かせ，その中に認められる自分が存在することを感じることで，自尊感情を育み明るい楽しい学校生活を送るための基礎を培う。

⑤ 人とつながる喜びを味わう体験活動

学校行事や総合的な学習の時間において，友達とわかり合える楽しさやうれしさを共有したり，自分や相手の思いを相互に交流させる場を設けたりするなど，体験を通して達成感を経験できる教育活動を推進する。

【早期発見・早期解決に向けての取組】

１ 基本的な考え方

（１） 学校

いじめは，どの学校・どの学級でも起こりうるものであり，いじめ問題に全く無関係な児童はいないとの基本認識に立ち，早期発見，早期対応に努めることが重要である。そのために，様々な手段を講じる必要がある。また，いじめの早期解決のために，組織的に対応すると共に，児童の安全を保証する。さらに，学校内だけでなく各種団体や専門家と連携すると共に，収束に向かう過程においても，学校は家庭との連携を密にし，協力して該当児童の健全な成長に努める。

（２） 家庭

保護する児童がいじめを受けたとき，ＳＯＳをキャッチできるよう，児童の変化を見逃さないようにする。また，保護する児童がいじめに関星たとき，児童が自分の行為と向き合い，安心して事実を話せる雰囲気づくりをする必要がある。事実を顕著に受け止め，ともに悩み考え向き合い，心から謝罪しようとする姿勢をもつことが大切である。

２　具体的活動

（１）　いじめの早期発見のために，講じる様々な手段

①　日常的な観察の重視

全教職員が児童の様子を見守り，日常的な観察を丁寧に行う。このことにより，児童の小さな変化を見逃さないように努める。そのために，児童と一緒に休み時間を過ごすこと，清掃活動や給食活動を一緒に行うなどして見守りや信頼関係の構築に努める。

②　小さな変化への組織的観察

気になる児童がいた場合には学年ブロックでの話し合いや職員会議において観察結果を共有し，より多くの目で当該児童を見守り，観察する。

③　教育相談活動への導入

変化が見られたと認識した場合には，教員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに，問題の有無を確かめ，解決すべき問題がある場合には，「教育相談活動」で当該児童から悩みを聞き，問題の早期解決を図る。初期的な段階であっても，組織的な対応に心がける。

④　「学校生活に関するアンケート」の実施

「学校生活に関するアンケート」を学期に１回実施する。この中で気になる回答をした児童に早期に教育相談を実施すると共に，組織的な観察を開始する。

⑤　「いじめに関するアンケート調査」の実施

「いじめに関するアンケート調査」を児童に対し月１回実施する。また，保護者に対し，年３回実施する。この中で気になる回答をした児童に早期に教育相談を実施すると共に，組織的な観察を開始する。

⑥　「オンライン相談」の実施

オンラインを活用することでいつでも悩みを相談できるようにする。相談してきた児童に教育相談をすみやかに実施すると共に，組織的な観察を開始する。

⑦　「チェックリスト」の活用

「家庭用いじめ発見チェックリスト」（保護者会で配付）や「いじめ早期発見のためのチェックリスト」（教職員に配付）を活用する。

（２）　いじめの早期解決のための組織的対応と当該児童の安全の保証

①　いじめ問題を発見したときには，学級担任だけで抱えこむことなく，学校長以下全ての教員が対応を協議し，的確な役割を分担していじめ問題の解決にあたる。

②　情報収集を綿密に行い，事実確認をした上で，いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③　傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であるということを指導する。

④　学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

⑤　いじめられている児童の心の傷を癒すために，スクールカウンセラーの要請をしたり養護教諭と連携を取ったりしながら，指導を行っていく。

（３）　家庭や地域，関係機関と連携した取組

①　いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし，学校側の取組についての情報を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。特に，深刻と思われるいじめが起こった場合には，決して学校内だけて問題解決をするようなことはしない。

②　学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば，「いじめ・体罰防止サポートセンター」等のいじめ問題などの相談窓口を紹介する。

③　必要に応じて，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，他心理や福祉などの専門家などと相談できるようにする。

（４）　いじめ解消について

①「いじめ解消」の定義

加害者に指導したり，加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく，次のア，イの両方の条件を満たした場合，いじめが解消したと判断する。

ア　いじめに係る行為がやんでいること（少なくとも３か月以上）

イ　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

【いじめ防止のための取組　年間計画】

月	実　施　計　画　（校　内）	（家　庭）
４月	○ 校内研修「いじめは絶対に許さない行為である」 といういじめ根絶に向けた全職員の共通　理解を図る ○ 教師間の情報交換，指導記録の引き継ぎ ○ いじめ対策に係わる共通理解，いじめ対策組織編成 ○ 学級開き，人間関係づくり，柳河小の約束の確認 ○ １年生を迎える会	○保護者会の実施(懇談会)
５月	○ 校内研修「配慮を要する児童への対応」 ○ 「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○ 校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」	

６月	○　４・５年生における宿泊学習の実施 ○　「学校生活に関するアンケート」の実施 ○　「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○　マナーアップ集会実施 ○　保護者へのいじめ対策についての説明と啓発	○保護者会の実施
７月	○　学校評価の結果分析と改善策の検討 ○　「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施	○学校評価の実施 →児童・保護者の意見を聞く
８月	○　校内研修「事例検討会（県からの資料等活用）」 ○　「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施	
９月	○　「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○　遠足の実施（１～３年）	
１０月	○　６年遠足の実施 ○　「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○　いじめ予防集会の実施　いじめ防止標語の発表と掲示 （人権意識啓発活動） ○人権教室の実施	
１１月	○　「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○　「学校生活に関するアンケート」の実施 ○　「いじめのワークショップ」の実施	○保護者会の実施
１２月	○　学校評価の結果分析と改善策の検討 ○　「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施	○学校評価の実施 →児童・保護者の意見を聞く
１月	○　「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施	
２月	○　「学校生活に関するアンケート」の実施 ○　「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施	○保護者会の実施(懇談会)
３月	○　「いじめに関するアンケート調査」と教育相談の実施 ○　記録整理，引き継ぎ情報の作成 ○　幼保・小・中学校の情報連携のための連絡会の開催	

※毎週，職員会議・集会で「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を使っての情報交換

【いじめ認知時の基本対応】

いじめ防止対策委員会

○構成メンバー・・・管理職，教務主任，生徒指導主事，人権教育主任，教育相談，養護教諭，担任

（１）事実確認の集約をする・・・いつ，だれが，どのように（５Ｗ１Ｈに留意して記録する）
＊役割分担して，個別対応で丁寧にかつ慎重にして速やかに

①詳細な聞き取り（時間・場所・メンバー・様相）
※ネット上に誹謗，中傷の書き込みを確認した時　→　掲示版の管理者に削除依頼・削除の確認
②いじめの構造と動機，背景を探る　（家庭環境，友人関係など）
③周囲の児童や教職員からの聞き取り
※傍観者もいじめ容認者であることを伝える

（２）対応策を明確にする・・・だれに，だれが，なにを（教職員の共通理解，共通認識）

①いじめられている児童への対応（児童が相談しやすい教職員）
②いじめている児童への対応（生徒指導主事を中心とし，役割分担をした複数の教職員）
③周囲の児童（観衆・傍観者）への対応（学年ブロックや旧担任等役割分担をした複数の教職員）
④いじめられている児童の保護者への対応（主として担任が担当するが，必要に応じて管理職等複数の教職員が誠意をもって対応）
⑤いじめている児童の保護者への対応（対応の実際について事前に協議した上で，担任，生徒指導主事，管理職の複数の教職員が対応）
⑥ＰＴＡへの働きかけ（管理職が担当）
⑦市教育委員会への対応（管理職，生徒指導主事が対応）

（３）継続した指導・支援をする・・・関係した児童の事後の様子を継続的に注視

①臨時保護者会（必要に応じて開催し，いじめ行為の概要や対応方針の説明，根絶に向けた協力依頼）
※開催にあたっては，ＰＴＡ会長等との相談も必要
②いじめのアフターケア（関係した児童の事後の様子を注視し，寄り添った対応）
③関係した児童への教育相談（ＳＣ，ＳＳＷとの連携）
④関係した児童の保護者との相談（児童の事後の様子や気になること等について）

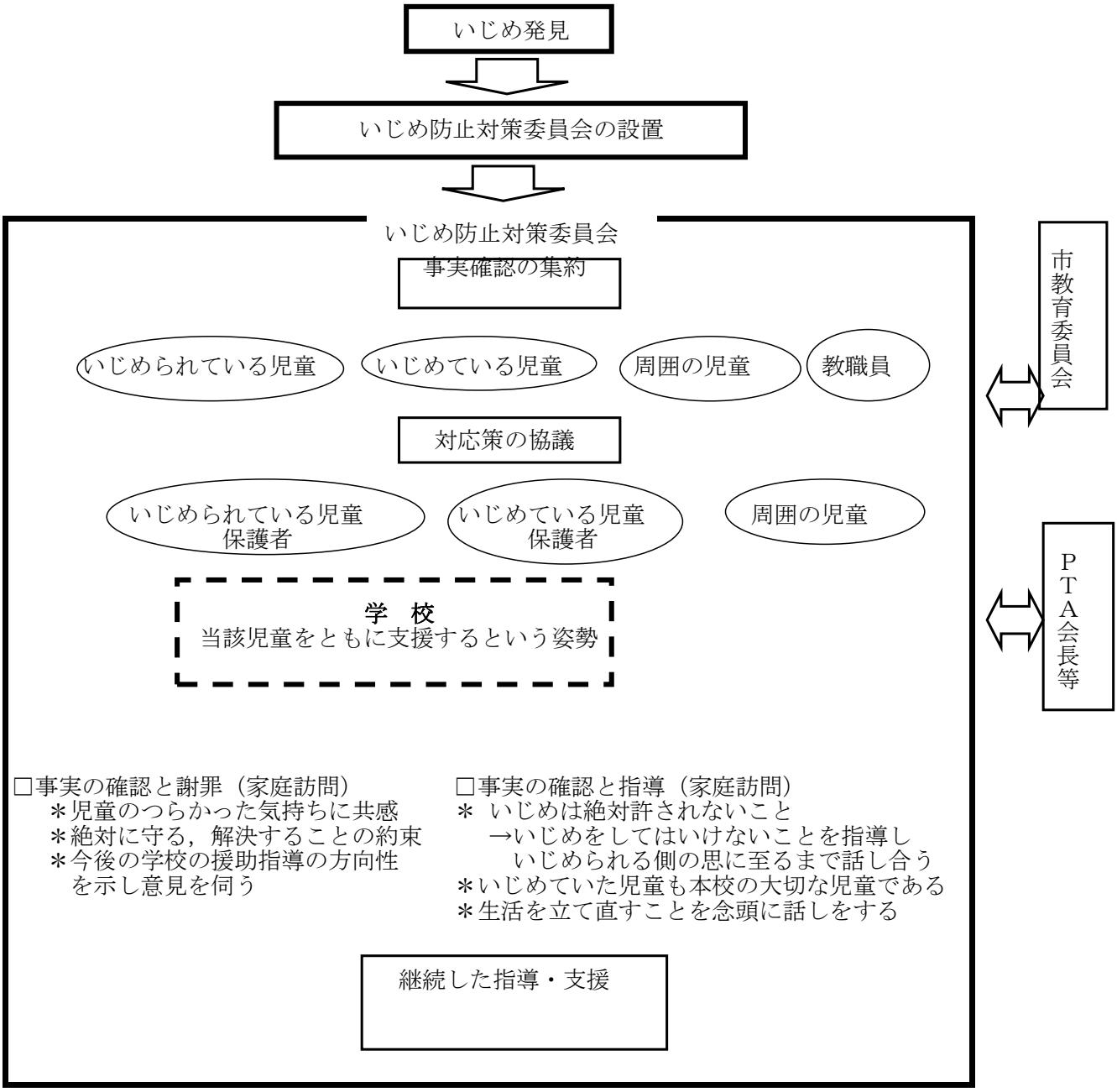

【重大事態発生時の基本対応】

【重大事態の定義】法第２８条第１項
（１）「いじめにより生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
（２）「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間３０日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは，迅速に調査に着手）（＊「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときを含む」

いじめ防止対策委員会

○構成メンバー・・・**全職員，必要な外部専門家（市教育委員会・警察・いじめ解消サポート相談員・ＳＣ・ＳＳＷ）**

（１）事実確認の集約と**全容の解明をする**・・・いつ，だれが，どのように（５Ｗ１Ｈに留意して記録する）
＊役割分担して，個別対応で丁寧にかつ慎重にして速やかに

①詳細な聞き取り（時間・場所・メンバー・様相）
※ネット上に誹謗，中傷の書き込みを確認した時　→　掲示版の管理者に削除依頼・削除の確認
②いじめの構造と動機，背景を探る　（家庭環境，友人関係など）
③周囲の児童や教職員からの聞き取り

※傍観者もいじめ容認者であることを伝える

（２）対応策を明確にする・・・だれに，だれが，なにを（教職員の共通理解，共通認識）
①いじめられている児童への対応（児童が相談しやすい教職員）
②いじめている児童への対応（生徒指導主事を中心とし，役割分担をした複数の教職員）
③周囲の児童（観衆・傍観者）への対応（学年ブロックや旧担任等役割分担をした複数の教職員）
④いじめられている児童の保護者への対応（主として担任が担当するが，必要に応じて管理職等複数の教職員が誠意をもって対応）**【緊急避難としての欠席等】**
⑤いじめている児童の保護者への対応（対応の実際について事前に協議した上で，担任，生徒指導主事，管理職の複数の教職員が対応）**【教育的配慮のもと，個別指導や懲戒等の実施】**
⑥ＰＴＡへの働きかけ（管理職が担当）
⑦市教育委員会への対応（管理職，生徒指導主事が対応）
⑧いじめ・体罰解消サポートセンターや警察（県警本部少年サポートセンター）との連携（管理職が対応）
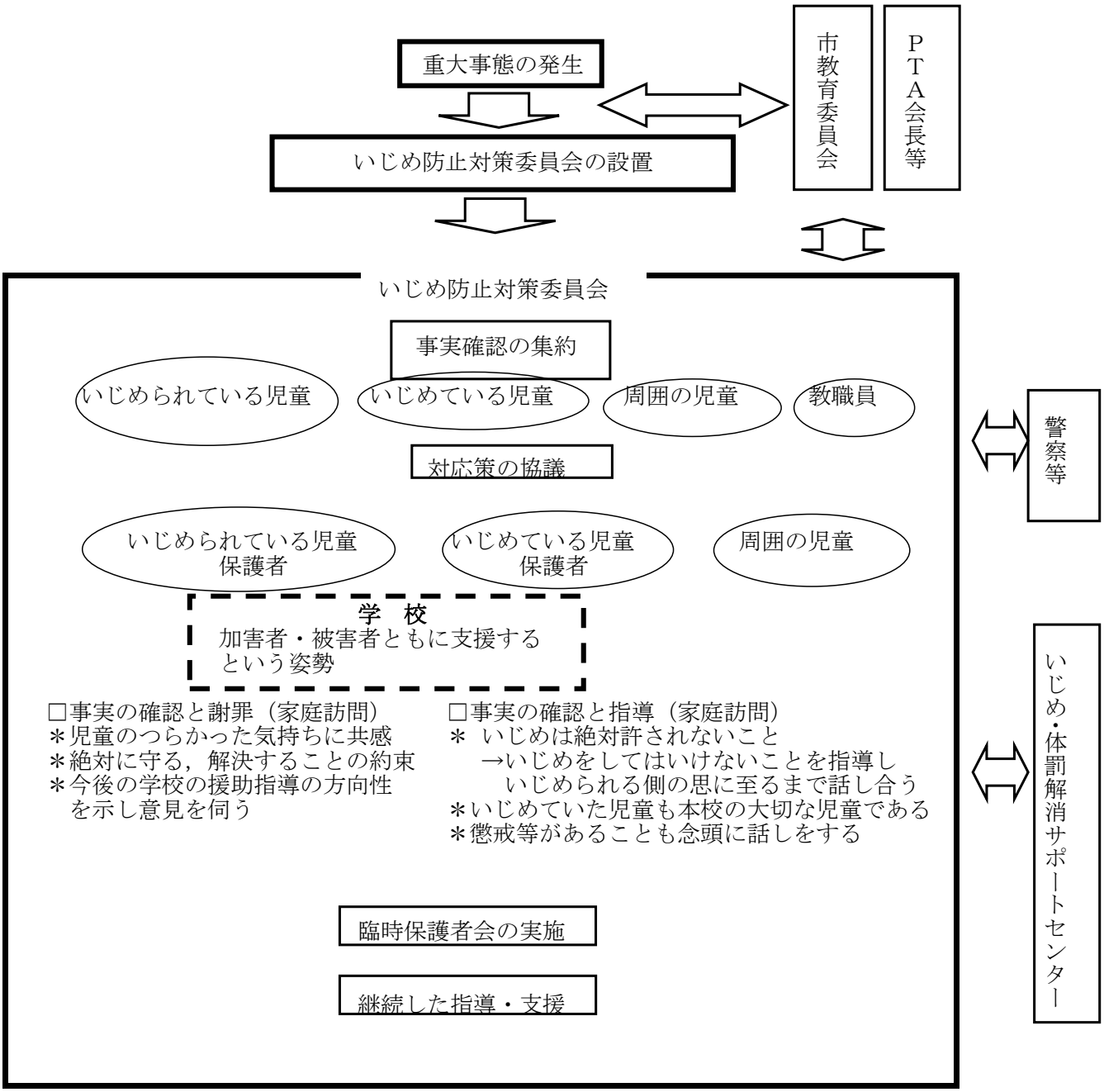
（３）**事実の報告**や継続した指導・支援をする・・・**保護者への説明や，関係した児童の継続的な支援**
①臨時保護者会（いじめ行為の概要や対応方針の説明，根絶に向けた協力依頼）
②いじめのアフターケア（関係した児童の事後の様子を注視し，寄り添った対応）
③関係した児童への教育相談（ＳＣ，ＳＳＷとの連携）
④関係した児童の保護者との相談（児童の事後の様子や気になること等について）